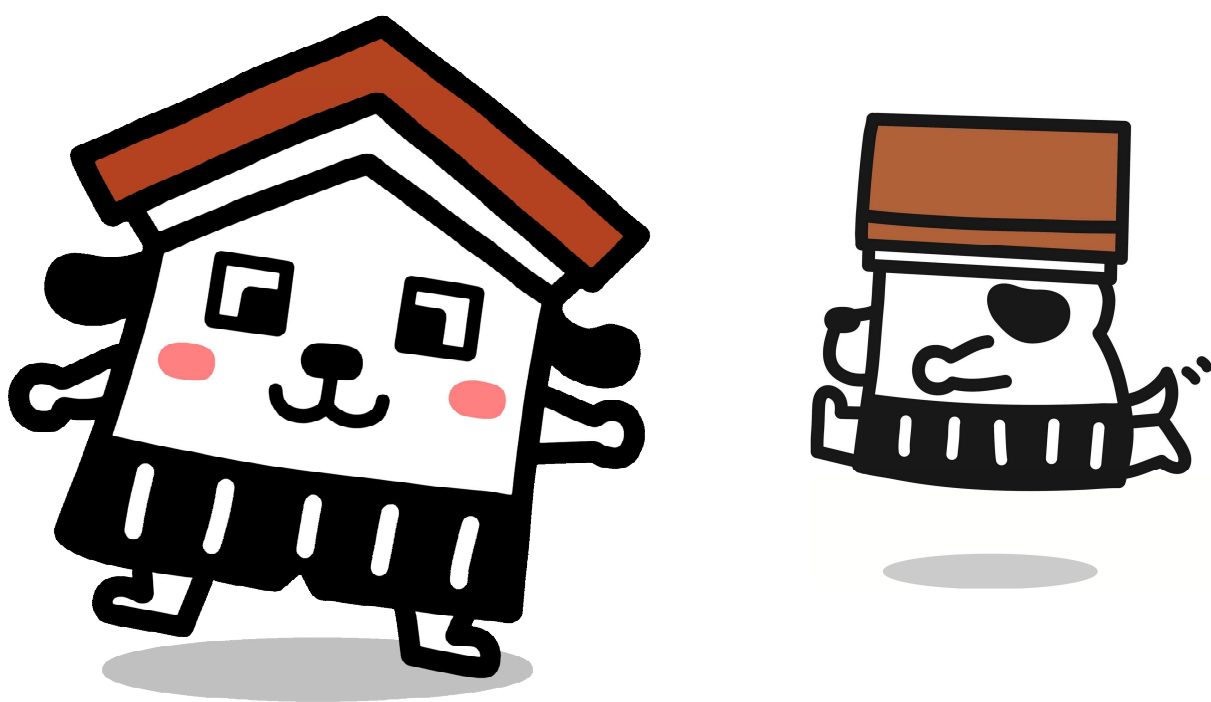


倉吉市いまいき健康・食育推進計画 (最終評価)



令和5年3月

倉吉市

はじめに

倉吉市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画である「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を策定し、「生活習慣病の予防」「健康寿命の延命」「生活の質の向上」を基本目標として、市民の健康づくりを進めてきました。

ライフスタイルの変化により、健康や食に対する価値観も多様化し、医療も進化を遂げている一方で、運動不足や食事などの影響により、生活習慣病が増加している傾向にあります。

国は、21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21(第二次)」を掲げ、本市においても、平成25年度に「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を策定し、平成29年度には国や県の新たな動向を反映したうえで、中間評価及び必要な改定を行い、令和4年度までの5年間で目指す目標値等を再設定し、各種事業を展開してきました。

令和3年8月4日付けの国の告示により、国の「健康日本21(第二次)」の計画期間が1年延長され、令和5年度までとなったことを受け、「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」も同様に計画期間を延長することとしますが、計画に掲げる目標については、現在設定されている目標の達成に向けて取り組みを継続します。

令和5年度に「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」の終期を迎えるにあたり、掲げてきた目標に関する指標の数値変化と、取り組みを振り返ることにより最終評価を実施しました。令和6年度からの新計画の策定については、この最終評価の結果を反映させるとともに、新たな健康課題への対応や必要性や、今後示される次期「健康日本21」の方向性を踏まえて検討していきます。

目 次

第1章 倉吉市いきいき健康・食育推進計画最終評価の概要	1
1 計画の理念・目的	2
2 計画の構成	2
3 計画の推進期間	3
4 計画の位置づけ	3
5 推進体制及び進行管理	4
第2章 倉吉市の概況	7
1 人口動態の状況	8
2 市民の健康状況	11
第3章 最終評価の目的と方法	31
1 最終評価の目的	32
2 最終評価の方法	32
第4章 最終評価の結果	33
目標値の達成状況の評価の考え方	34
I 生活習慣病の早期発見と早期治療、重症化予防	
1 がん	36
2 糖尿病	38
3 循環器病	40
II 日常生活における生活習慣病の発生予防	
4 栄養・食生活（食育）	43
5 身体活動・運動	47
6 休養・こころの健康	48
7 喫煙	50
8 飲酒	52
9 歯・口腔の健康	53
III 健康を支え、守るための社会環境の整備	56
資料編	59

第1章

倉吉市いきいき健康・食育推進計画 最終評価の概要



1. 計画の理念・目的

「倉吉市いきいき健康・食育推進計画（以下「本計画」という。）」は、倉吉市が健康づくりを推進していくための基本計画です。

本市においては生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることを目的に、本計画を策定し推進してきました。

市民一人ひとりが健康で心豊かに生活するためには、ライフステージやライフスタイルに応じて、また子どもの頃から基本的な生活習慣を確立できるような取り組みを行うことが大切です。

併せて健康で長生きする（健康寿命の延伸）ためには、健康の大切さを認識し、自分自身の健康状況を知るために健診を受診したり、日常生活の中で食生活の改善や運動習慣の定着に努めることが重要です。

2. 計画の構成

本計画は、国の健康日本21（第二次）の構成も参考にした上で、次の3項目を柱とした構成にしています。

I 生活習慣病の早期発見と早期治療、重症化予防

- 1 がん
- 2 糖尿病
- 3 循環器病

II 日常生活における生活習慣病の発生予防

- 4 栄養・食生活（食育）
- 5 身体活動・運動
- 6 休養・こころの健康
- 7 喫煙
- 8 飲酒
- 9 歯・口腔の健康

Ⅲ 健康を支え、守るための社会環境の整備

3. 計画の推進期間

平成 25 年度（2013 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 11 年間（当初予定より 1 年延長）

4. 計画の位置づけ

本計画は、「倉吉市総合計画」を上位計画とし、倉吉市における健康増進に係る施策を総合的にとらえて、施策を示すものです。（別紙参照）

また、本計画は、健康増進法、食育基本法（※1）に基づく市町村行動計画に位置づけられるものです。

さらに自殺対策基本法の一部を改正する法律が、平成 28 年 4 月 1 日に施行され、市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、自殺対策についての計画を定めることとなったことから、本計画は、自殺対策基本法（※2）に基づく、本市の自死対策計画を包含した計画としました。

なお、この計画は本市の総合計画に基づいた部門別計画に位置づけられるものです。

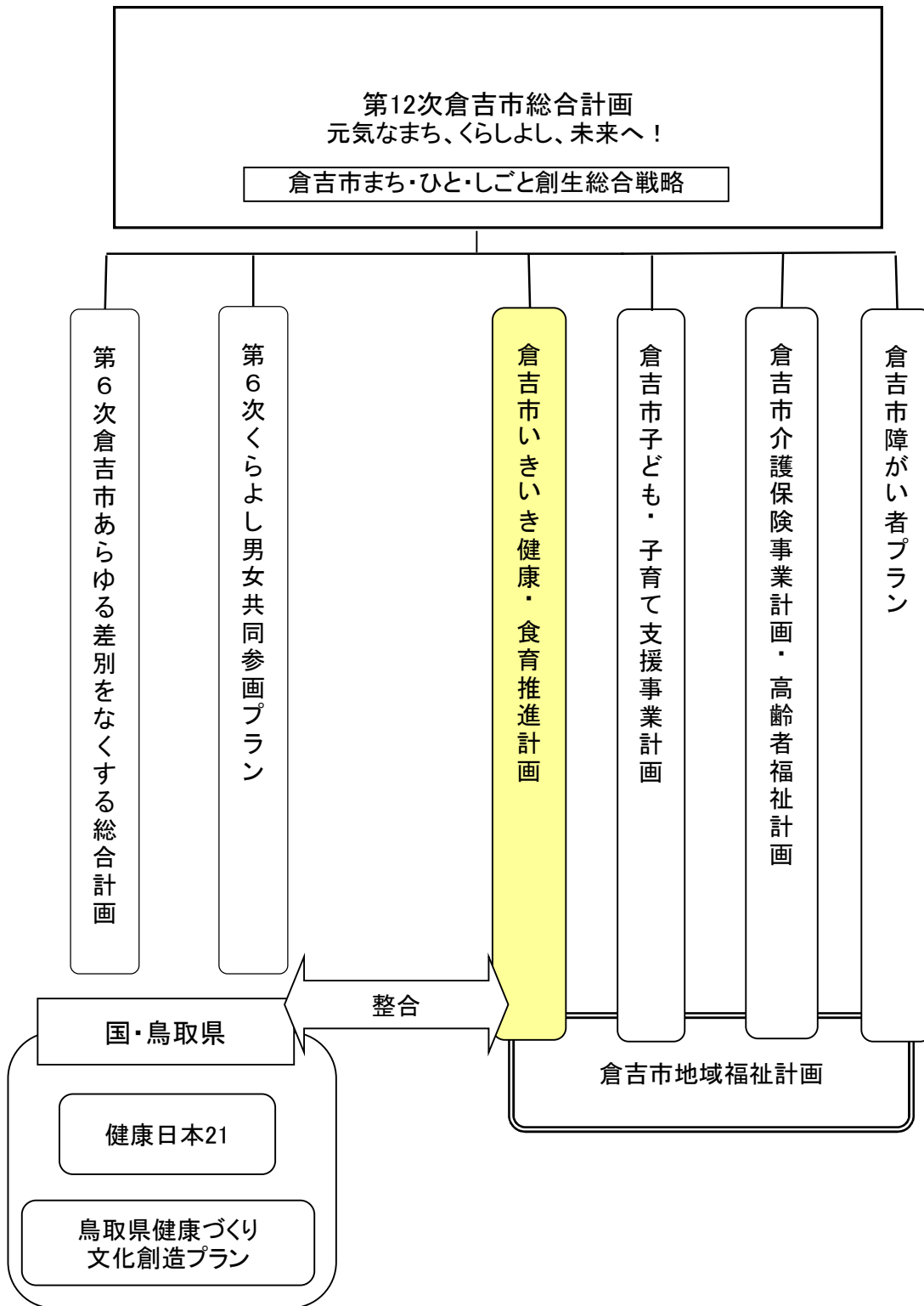
※1 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に基づく「健康の増進の推進に関する施策についての計画（市町村健康増進計画）」

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項に基づく「食育の推進に関する施策についての計画（食育推進計画）」

※2 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に基づく「自殺対策についての計画（市町村自殺対策計画）」

5. 推進体制及び進行管理

本計画は、「倉吉市民健康づくり推進協議会」において進行管理を行います。



倉吉市いきいき健康・食育推進計画は、第12次倉吉市総合計画の基本目標2「誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり【健康福祉人権】」の分野の基本計画として位置づけます。また、地域の福祉全般にわたる計画である「倉吉市地域福祉計画」をはじめ、福祉分野の関連計画と整合性を図りながら計画を策定しています。

また、国の「健康日本21」や鳥取県の計画である「鳥取県健康づくり文化創造プラン」とも整合性を図りながら計画を策定しています。

